

岩手県監査委員告示第5号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年2月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 保健福祉部医師支援推進室

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月20日及び21日

イ 本監査実施日 平成25年7月29日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費及び使用料の支出に当たり、事業完了後相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出チェック表の作成、共有及び財務会計システムによる支出状況の確認等でチェック体制を整え、支払遅延の防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月14日

イ 本監査実施日 平成25年7月26日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
平成24年度軽費老人ホーム事務費補助金の概算払に当たり、交付すべき額より多く支出したものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	経理事務確認表を作成することにより適正な支出額、時期の進行管理を行い再発防止に努めることとした。 なお、対象事業者には補助金要綱に沿った請求を行うよう指導を行った。